

第80号議案

市有財産の無償譲渡

次のとおり市有財産を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月7日提出

新城市長 穂積亮次

1 譲渡財産

建物

所在地	構造	延床面積（平方メートル）
新城市片山字中屋敷178番地2	鉄筋コンクリート・鉄骨造 地下1階付平家建	338.24

2 譲渡の相手方

片山区自治会

代表者 古本喜之

理由

この案を提出するのは、本譲渡財産を地域自治の確立及び推進、社会教育活動の充実並びに福祉の増進を図るための拠点として地域の自主的な管理に委ねるため、無償で譲渡する必要があるからである。